新型コロナウイルス（COVID-19）対策における 研究活動 チェックリスト

別紙

研究活動許可の判断基準 ※ 下表の上位に位置する基準（大前提）

1. 全ての大学構成員の**生命と健康、安全を守る**ことと、感染症対策に当たって構成員の**適切な意識と行動の変容をうながす**ことが大原則
2. 現在見えている状況が2週間前の状況であることを念頭に置いて、**少なくとも２週間後の状況を予測・想定したうえで状況判断を行う**
3. 本学から**感染者を発生させない**、**クラスター源とならない**、**医療崩壊の原因をつくらない** ことを前提に考える
4. 正常化バイアスに支配されない、すなわち、**「自分（の部局は）は大丈夫」と**根拠のない自信で**都合よく考えない**

レベル	活動制限指針【研究活動】	教授 准教授 講師 助教	助手	技術職員 技術補佐員 技能補佐員	事務職員 事務補佐員	研究員	大学院生 [業務有]	大学院生 [左以外]	学部生
0 通常	感染発生情報を収集し、留意する →	○	○	○	○	○	○	○	○
1 制限 -小	感染防止に最大限配慮した研究活動 → 【責任者】研究室関係者の滞在時間を減らし、自宅での作業を検討する 【関係者】滞在時間を減らす	○	○	○	○	○	○	○	○
2 制限 -中	進行中の研究継続のための研究活動の場への短時間の立ち入り → 《留意事項》 学位論文の研究指導はオンラインのみ、研究室での指導は研究科長の事前許可要 大学院生、学部生を強制的に登校させない	○	○	○	○	○	△	△	△
3 制限 -大	COVID-19対策に直接関連する研究以外の研究 → 新たな研究 → ＜上記の例外＞ 部局長が許可した、次の研究実施のための研究活動の場への立ち入り（必要最低限） ①研究中止で大きな影響がある長期間継続している実験 → ②進行中の実験の終了または中断する業務 → ③生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理（ただし一時的なもの） →	× × ○ ○ ○	× × ○ ○ ○	× × ○ ○ ○	× × ○ ○ ○	× × ○ ○ ○	× × × × ○	× × × × ×	× × × × ×
4 原則 停止	大学機能の最低限の維持のため、部局長が許可した研究活動の場への立ち入り → 〇生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理（ただし一時的なもの）	○	○	○	○	○	○	×	×